

会議名称	平成27年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成28年2月26日(金) 14時00分から16時18分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、大泉委員、河津委員、川野委員、小林(ゆみ)委員、富田委員、渡辺委員、北島委員、佐藤委員、長谷川委員
	実施機関	神保生活衛生課長、寺嶋健康推進課長、安藤男女共同参画担当課長、末木国保年金課長、日暮区民課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成27年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第

【会議内容】

- 平成27年度第4回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第17号	狂犬病予防に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第34号	狂犬病予防に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第35号	狂犬病予防に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第36号	電子申請システム(飼犬の死亡届)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第18号	特定不妊治療費助成に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第37号	特定不妊治療費助成管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第19号	男女総合相談に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第38号	男女総合相談に関する業務の外部委託について(追加・変更)	決 定
諮問第39号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第40号	国民健康保険料滞納処分に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第41号	国民健康保険保養施設利用に関する業務の外部委託について(新規)	決 定

(裏面に続く)

報告第 20 号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 21 号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 22 号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について（追加）	報告了承
報告第 23 号	杉並区情報公開条例・杉並区個人情報保護条例の改正について	報告了承
報告第 24 号	平成 28 年度 中央電算処理年間運営計画について	報告了承
一般報告	個人番号通知カード臨時交付窓口における個人情報の紛失について	報告了承

会長	<p>ただいまより、平成 27 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日は御多忙の中、まだまだ寒いところ御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>初めに、新委員の御紹介を行います。第 3 回の審議会において、事務局から一般報告がありましたとおり、今回から新委員 1 名が増えて 21 名の委員の皆様方で御審議いただくこととなります。では、新委員の御紹介を情報・法務担当部長からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>新たな委員を御紹介します。佐藤慶浩委員です。恐縮ですが、自己紹介をお願いします。</p>
委員	<p>委員から自己紹介</p>
会長	<p>新委員にお願いしておきたいのは、本審議会では審議会の意思を明確にするために、報告・諮問事項について、まず御質問を頂いて、それが出終わった後、諮問に対しての御意見を頂戴するという形で、御質問と御意見を分けて運用していますので、御協力をお願いします。それでは、本日、都合により欠席される委員の方を事務局からお知らせ願います。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日の会議ですが、あらかじめ欠席される旨の御連絡がありました委員は、新保委員の 1 名です。以上です。</p>
会長	<p>議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、お配りしてある次第どおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をまいります。よろしくをお願いします。</p> <p>初めに、資料 1「平成 27 年度第 4 回会議録」について事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特段ありません。</p>
会長	<p>皆様方から御指摘はありますか。</p>
委員	<p>議事録の中身というわけではなくて、少し疑問に思ったことを 1 点だけ確認したいのですが、この議事録には当初から発言する委員の名前が載っていません。それは出席されている人がどのような発言をしているか、名前と意見とひも付けできない形で作られているとは思いますが、それでも一連の質問や意見の中で、どの質問をした人がどのような意見を言っているのかすら分からなくなっていて、この議事録を見てすごく読みづらいと感思っているところなんです。改めてこの議事録の以前のものとかを遡って見ても、自分が参加して自分がどのような意見を言ったかということすら、すごく分かりづらいと感思しているのです。ただ、この委員という書き方に名前を付けると、いろいろ不都合があるのだろうとは思っているので、例えば A、B、C とかを付けてといった形になったらと思います。</p>
会長	<p>それは事務局から伺っていますので、取りあえずこの資料 1 の議事録の内容について、もし異議があればおっしゃってください。</p>
委員	<p>内容については特になのですが、書き方について疑問があるということです。</p>
会長	<p>内容はよろしいですか。</p>
委員	<p>内容は問題ありません。</p>

会長	それは会議録の在り方についての御意見だと承知していますので、また別途お諮りします、よろしいですか。
委員	はい。
会長	<p>ありがとうございました。では、会議録はこれで確定します。</p> <p>今、委員から途中までお話いただいた会議録の記載方法について、御趣旨は事務局から十分伺っています。確かに郵送されるときに御発言の名字の記載がないので、御自分の発言がどこだったか、前後の関係からこれでよかったかどうか、そういうことが分かりにくいという御意見があったと、事前に伺っております。以後、それを明確にするために、御確認いただくときには、例えば括弧して「茶谷委員」とか、そういうように注記をしておいて、議事録を確認しやすいように作成し、正式な会議録については、今までどおり取り扱っていくと、そのような取扱いにしたかどうかと考えていますが、委員の御趣旨もそのようなことでよろしいですか。</p>
委員	<p>この議事録は最終的に確定した後に区のホームページなどで公開されているものでして、どなたでも見るようにされていると思うのです。これは情報公開の審議会の議事録なので、そういう在り方が当たり前だと思うのですが、そういった場合に、会議に参加していない方々が見ても分かるように、個人名を入れるのに何か不都合があるのでしたら、例えば「委員 1」とか、「委員 A」とか、そういった形で、22名の委員がいるのだったら1から22とか、そういう仮の番号を振って、この発言、委員 1の方がその後こういう意見も言っていると、そういう形にさせていただくと、私としては見やすいという思いがあり、要望というか、そういった発言をしたいと思って、今日手を挙げました。</p>
会長	事務局、他の審議会の状況はどうですか。
情報政策課長	<p>条例に基づいて設置している会議体で議事録を公開しているものについて確認したところ、委員確認用の資料としては、13 会議体中 10 会議体が名前入りで、名前無しが 3 会議体という状況でした。最終的に名前を入れて公開をしているのは、13 会議体のうち 1 会議体だけで、ほかは全て名前を消した状態で公開をしています。</p>
委員	<p>今、私が言ったように、名前を公開すると、自由な発言ができなくなるかもしれないという危惧があって、こういう形にしていると思うのですが、個人が特定されなければ、発言している方はどの発言が同一人物のものかという分類ができるように、「委員 1」とか、「委員 A」とか、振っていただいただけると、読む側としては見やすいという思いで要望しているのですが、そういう検討はできるものなのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>それについては、委員の皆様方の自由な御発言を保障するという意味で、この審議会の中で御協議いただいて、お決めいただいたとおりに私どももさせていただくということになろうかと思えます。</p>
会長	<p>審議会としては、ここで自由・公正な御意見を頂くのが大原則です。時によって不幸にして外部から中傷や不当な圧力がある可能性もある。特に、個人情報保護はその色彩が非常に強いですし、杉並区では、ここ 20 数年来その</p>

	<p>ように扱ってきておられる。ただ、事前の確認のときには、あれっ、自分のはどこだったっけと迷うときも確かにあるわけです。だから、確認のために氏名を付けておいて、正式な会議録については、従来どおり取り扱っていくのが妥当な在り方かと、私としては思っているわけです。ちょうど足して2で割った形で申し訳ありませんが、そういう運用をしたらどうかと思っはいるところですが、もし、この点についてほかの委員の方で御意見がありましたら、どうですか。</p>
委員	<p>我々区民は、民間団体から推薦されて、審議会委員に委嘱されています。そういった意味では、推薦人を団体で選任するときにも、名前が公開されるかどうかは非常に大きな問題だと思います。審議会での発言は、当然、責任を持って行っていきます。ただ、公開されることに関しては、自由な形での討議が必要だと思いますので、私は「委員」という記載が一番望ましいかと考えています。</p>
会長	<p>公表については、従来どおりのままだいいということでしょうか。</p>
委員	<p>確認のときは、自分の発言は責任を持っての発言ですので、きっちりと名前を載せていただいて、外に公開するときには「委員」という形での表記が望ましいかと考えています。</p>
会長	<p>先ほどの委員の御意見と少し異なるようですが、取扱いについては、そのようにしたいと思います。確認しますと、事前に郵送でお送りするときには、何らかの形でお名前を付けて、確認しやすいように事務的に処理し、審議会で確定した後は、名前のない会議録を公表するというようにしたいと思います。いかがでしょうか。御意見がなければ、今後は、そのように取り扱います。事務局は、今後そのようにお願いします。</p>
情報政策課長	<p>承知しました。</p>
会長	<p>次に、報告・諮問事項に入ります。情報・法務担当部長から諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>それでは、報告第17～19号、諮問第34～38号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第17号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号 報告第18号、諮問第37号 報告第19号、諮問第38号</p>	
情報政策課長	<p>報告第17号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号について説明する。 報告第18号、諮問第37号について説明する。 報告第19号、諮問第38号について説明する。</p>
会長	<p>お聞きのとおり大変範囲が広いので、御質問いただいても、どこかが分かりにくい場合があると思います。御質問される事項の書いてあるページ数を頂いてから御質問いただくと、ほかの方にも分かりやすいと思いますので、御協力をお願いします。全体にわたる場合には、そういう制約は必要ありません。では、御質問がありましたら、どうぞお願いします。</p>

委員	<p>私からは、9ページの報告第19号及び諮問第38号、男女総合相談に関する業務について、御質問をします。この度の変更内容の確認をしたいのですが、DV被害の相談について、従来、ゆう杉並の男女平等推進センター及び各福祉事務所で行われてきたということで、この度DV被害者支援の充実を図るべく、平成28年4月から本庁内に配偶者暴力相談支援センター、略称、配暴センターを設置するという、また、新設の配暴センターでは、実施予定のDV被害相談は、従来のゆう杉並の男女センターで行っていた男女一般相談との連携が望ましいということで、それを本庁舎でも行うということで、更に、配暴センター業務と男女一般相談業務が併せて委託で実施するという関係になっているかと思うのです。つまり、変更が本庁内の配暴センターの設置とゆう杉並の男女平等推進センターで行われた男女一般相談の本庁への移動及びその2つの委託という理解でよろしいかどうか、まず確認でお伺いします。</p>
男女共同参画担当課長	<p>今、委員のおっしゃられたとおり、配暴センターの機能整備に伴い、今まで一般相談として行われていたのに対して、今回、DVの専用の相談のダイヤルを設けました。それに伴い本庁にそういった機能を持ってきたということで、委員のおっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>そうなりますと、各福祉事務所でも行われてきた男女一般相談、これは従来どおり継続するというのでよろしいのかが1点。また、ゆう杉並の男女平等推進センターで行われてきた男女一般相談については、本庁内で行うという記載にはなっているのですが、配暴センターで行うという記載ではないものですから、これは配暴センターとはまた別で、男女一般相談機能を持たせた窓口などを設置することなのかどうか、その2点を伺います。</p>
男女共同参画担当課長	<p>福祉事務所の相談ですが、福祉事務所でもそういった一時保護等を行っており、DV相談については、一般にまだお受けしていくということです。また、男女平等推進センターの一般相談については、これも今までどおり行います。その中でも普通にDVに関するものも入ってくると思います。ただ、今回、配暴センターを整備したということで専用ダイヤルを設けて、より専門性の高い相談を行うというのが今回の主眼です。</p>
委員	<p>よく分かりました。ありがとうございます。外部委託という形になるかと思うのですが、ついおととい、福島県某市において、DV被害で別居中の妻と子供の別居先の住所を委託業者が誤って夫側に送付していたというニュースがありました。被ばく線量計測の申込書を委託業者が各世帯に郵送する際、市と委託業者の間では、申込書の住所欄には、住民登録の住所を印字する取決めがされていたにもかかわらず、委託業者の担当者が替わったことによって、新たな担当者とそこの引継ぎがうまくいってなかったため、その申込書には、本来、これを知らせてはいけないはずの別居先の住所を印字して、それを、住民登録の住所、夫側に送ってしまい、事件になってしまったということです。このニュースを見たときには、そのずさんさというか、その辺には怒りを覚えるぐらいでしたが、この件について区はどのように受け止めているのか、まずお聞かせください。</p>
男女共同参画担当	<p>委員のおっしゃった例については、そういった誤った情報を送ってしまっ</p>

課長	たというところで、そういうことは決してあってはならないことだと思います。区でもそういったDV被害の被害者の住所の漏えいについて、そういうことはないように十分努力しているところです。今回の委託は、委託業者がそういったDVの情報について、外部に出すとか、そういうものは一切ありません。また、委託業者が受けた相談内容については、区の職員が管理します。外部と接触する場合には、区の職員がその情報をもって外部の機関と接触しますので、委託業者が直接そういった情報をやり取りすることはない仕組みになっています。
委員	ありがとうございます。内容は伺いして大体分かりました。委託業者が扱っている個人情報を外に出すことはまずないということなので、その点では監督体制はしっかりしていると思うのです。とは言いながらも、あってはならないことですので、定期的に取り決められている内容がしっかり守られているかどうか、こういったものはチェック体制をきちんと働かせていただきたいと思います。他の自治体のようなことがないように、緊張感をもって業務に当たっていただきたいことを、要望として付け加えて質問を終わります。
委員	報告19、諮問38、10ページの個人情報登録票に関してです。今回、生活状況等の情報に家族状況が追加されるということだと思いますが、DV被害の中で家族構成は重要なことだと思いますけれども、今まで相談があったときは、そういったものを一切記載していなかったのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	今までの、一般的な相談ではそういう個人の情報は取っていませんでしたが、DV相談につきましては、実際に具体的な個人の情報、家族状況を追加して取らなければいけないということで、今回加えさせていただきました。
委員	家族状況をそこまで具体的に取る必要性をもう少し御説明いただけますでしょうか。
男女共同参画担当 課長	実際にDVがどういう関係で行われるか、DVで一番多いのは配偶者によるものだと思いますけれども、子どもとの関係とか、場合によっては兄弟、親子とかいろいろな関係がありますので、そういう家族状況については十分把握する必要があるのではないかと考えています。
委員	私も、9ページの報告19、諮問38の男女総合相談に関する業務について確認させていただきたいと思います。電算入力がないので紙媒体での管理になると思うのですが、現状でも男女平等推進センターで紙媒体で行っているものに、改めてこの家族状況を追加して今後管理していくということになるのかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。
男女共同参画担当 課長	今まで一般相談は、個人の固有名詞は取っておりません。一般的な情報のみの相談ですので、その間、話の中でやっているということです。今回、DV相談では具体的な個人情報、名前、住所等も取らなければいけないので、そういうところで今までなかった続柄を含めた親子の関係、兄弟の関係がどういった関係かは個人情報として取らないといけないということで今回加えさせていただきました。
委員	10ページの個人情報登録票では、下線が入っているのが「家族状況」で、

	今回、追加された項目だと認識していますけれども、今までは個人を特定するような情報を取っていなかったということは、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号等々は、項目はあってもそこに記載、入力はしていなかったという認識でいいのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	例外的にそういう連絡を取る場合があります。法律相談、男女総合相談など相談を受ける場合があります。こういった場合は予約を受けますので、そういう情報は取らなければいけません、一般的な相談の中ではそのような情報は取っていなかったというところです。
委員	では、今後も基本的には個人を特定するような情報は、必要な場合のみ取っていくということになるのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	DV相談については、住所、氏名は取らなければならないということで取っていくことになるかと思えます。それでも必要な最小限の情報を取っていくことには変わらないということです。
委員	分かりました。ちなみにこの紙媒体の管理は管理年限というのがあると思うのですが、例えば何年たったら廃棄するとか、そういう管理ルールは、現状どうなっているのでしょうか。また廃棄の方法はどうなっているのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	現状は個人情報を取っていませんので、1年で廃棄しています。今後は継続的に取っておくことになる、1年で廃棄ということではございません。
委員	今後はどれぐらいですか。
男女共同参画担当 課長	今後は文書規程と照らし合わせる場所ですけれども、一応5年をめどで考えています。
委員	紙媒体のデータの管理で、情報漏えいを気にする場合は、それがそのまま持ち出される危険性、コピーを取られる危険性、更に最近はスマートフォンなどで簡単に写真が撮影される危険性があると思うのですが、その辺の対応策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	相談の内容が第三者の手に渡ることがあればそういうこともあり得ますけれども、基本的には全て管理は区の職員が行います。男女共同担当の職員が行って、それ自体を第三者にコピーするとかは一切ない形で行いますので、そういった漏えいはないと考えております。
委員	性善説、性悪説の話をしているわけではなくて、システム的に規則的に制度上、どのように対策をやっているのかという問題で、更にこれは今現状も男女センターでは外部に委託をしているという状況です。個人情報については、基本は取っていないというところですが、法律相談などではお名前と電話番号を受けるといったところもあって、個人情報を取り扱うという中で、職員の方だけではなくて、委託先の事業者のほうでもどのように対応しているのか。そういったものが確認できないと、私は諮問を受けても判断ができませんので、確認させてください。
会長	それは御意見ですか。
委員	いいえ、そのやり方が全然明確に答えられていなかったの、具体的な対応策を確認させてくださいということです。
男女共同参画担当	現在、法律相談などのために保有する個人情報ですけれども、これは当然

課長	鍵のかかったロッカーにしまってください。必ず施錠して帰っておりますし、区の職員がそれを確認することはありますけれども、業者が持ち出すことは一切ありません。それは契約の中でも十分に規定していることで、定期的に区のほうでも確認しているところです。
委員	余りこの点をこの場で言ってもしょうがないのかもしれませんが、保管は鍵のロッカーでしていると。では複写に対してはどのような対応を取っているのかとか、その事業所の中でコピー機があったら、誰も見ていない所でコピーをして家に持ち帰って、その人の相談を家で考えてみようとか、悪いことに使おうと思っていなくても、そのように考える方もいらっしゃるかもしれませんが、その途中でスーパーに寄ってそのかばんがなくなってしまったという、実際にこういった状況は他の業務でも起きているわけです。そういったことがどのように対策としてなされているのかをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。
男女共同参画担当 課長	契約の中でそういった個人情報の管理については、保護が徹底するように、そういう持ち出しとかなないように定められております。そういう中で実際の運用については、区としても十分監視していくというところです。
委員	十分監視していくということですね。この報告 19、諮問 38 については一旦 OK です。
委員	質問が 2 度に分かれて、すみません。報告 19、諮問 38、11 ページの外部委託記録票ですが、委託の条件の中で「第三者への提供の禁止(相談内容によっては専門機関への案内を行う)」と記されていますが、この案内を行う先とか、相談内容は誰がどのように判断をされているのかお聞かせいただけますでしょうか。
男女共同参画担当 課長	原則は当然第三者への提供は禁止されております。相談内容によっては、専用機関の案内を行うというものにつきましては、例えば DV とかで非常に緊急性を要する、非常に身体に危険が迫っているような場合につきましては、警察とか子供家庭センター、福祉事務所とか、例外的に案内を行う可能性があるというところです。
委員	その提供を行うという判断は誰がされるのでしょうか。
男女共同参画担当 課長	緊急のことですから、区に確認することはなかなか難しいところです。それは、いろいろな研修を受けています専門の相談員の判断で行うということになります。当然、事後報告を区のほうで受けるというようにしております。
委員	今回、男女総合相談というものから、配偶者等からの暴力に関する相談業務ということで、幅広くなっていると思うのですが、これは第三者への提供の禁止、今おっしゃられた内容については、従前から変わらない判断ということよろしいでしょうか。
男女共同参画担当 課長	従前から、その判断については変わらないものがあります。ただ、配偶者暴力に関する相談、今度は DV 専用の相談を受けますので、そういったものについては区の職員がかなり関与して、基本的には区の職員が第三者につなげるということも原則では行っていくように考えています。
委員	対象者が未成年の場合も同様でしょうか。

男女共同参画担当 課長	同様です。
委員	1 ページの狂犬病予防に関する業務についてです。そもそも外部委託をされるということで、これは外部委託の事業をされる方はどこか区の庁舎やそういう所で作業をされるのか、それとも区の施設とは全く別の民間事業者が持っている事務所とかで行うのか、どうなのでしょう。
生活衛生課長	外部委託の内容ですが、東京共同電子申請・届出サービス、こちらのサービスを利用するというので、外部の委託となります。このサービス自体は各区でいろいろな届出のサービスを請け負っている事業者です。
委員	その事業者が、今回の狂犬病予防に関する業務を行う場所というのは、例えば区の庁舎の中の一室を借りてやっているのか、それとも事業者が持っているどこか営業所、事業所、事務所とかでやるのか、どちらなのでしょう、という質問だったのですけれども。
生活衛生課長	事業者はそのシステムを運用し、データが保健所に来て職員がその処理を行うということです。
委員	すみません、私の聞き方が悪いのかな。今回事業者で申請があったものの電算入力とかをしたりするわけですよ。それを区が見るために、区のサーバーに送ってもらったりということだと思のですが、実際に外部委託ということは、どこかで作業をしてもらわなければならない、違うのですか。
情報システム担当 課長	この電子申請サービスは、東京都及び東京都下の特別区、市町村に設置をしています協議会で実施をしているものです。実際の運営のほうは、その協議会が民間の事業者へ委託をしています。民間の事業者が所有をしています電子申請のサービスを利用するというので、民間の事業者はシステムを提供するだけです。申請者が自分のパソコン等で申請内容をそこに入力をして、民間事業者を経由しまして、杉並区のほうへ申請の内容が提供されるという形になっております。
委員	大変よく分かりました。システムを提供してもらっただけで、そこに民間事業者の誰か従業員が介在するものではないということですね。了解いたしました。 続けてよろしいですか。6 ページ、特定不妊治療費助成に関する業務についてです。今回新たに電算入力ということでやられているわけですが、その中で、7 ページの財産等の情報として、「口座内容」とありますが、これはどのような内容が記録されるものになっているのでしょうか、確認させてください。
健康推進課長	口座内容ですが、これは補助金の支出先である御本人様の口座情報をお預かりするということです。
委員	口座情報ということは、口座の残高とかそういうものではなくて、金融機関とか口座番号であったり、そういうものでよろしいのでしょうか。
健康推進課長	はい、そのとおりです。支払口座の情報をお預かりするということです。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	9 ページの報告 19、諮問 38 について、2 点質問がございます。1 点目は、

	10 ページの個人情報登録票の中の左列、住民記録等の情報について確認いたします。ちょっと別の諮問になりますが、7 ページにあります個人情報登録票を御確認いただくと、同じ左列には、「親族等の関係」という情報項目があるのですが、戻っていただいて、10 ページの今回質問している当該事情にはありません。これは親族等の関係の情報というのをを使う可能性はないということで、明確にこれが除外されているのか、ということを確認させてください。
男女共同参画担当課長	「家族状況」という形で記載させていただいています。家族状況は、家族親族も含めた家族状況の名前とか続柄を広く含んでおりますので、そういったものが含まれた形で家族状況というように今回書いております。
委員	分かりました。2 点目は、11 ページの外部委託記録票の個人情報項目の中の 4 番「生年月日」ですけれども、生年は年齢の推定のために必要だと思われるのですが、この「月日」に関しての利用目的を教えてくださいと思います。いわゆる外部委託先で月日を使う必要性に関しての利用目的を教えてくださいと思います。
男女共同参画担当課長	正確なその人の氏名、年齢等を特定する上で、やはり生年月日も必要だろうということで、相談受付に際しては生年月日を記載してもらうことにしております。
委員	同姓同名で同一住所で、なおかつ生活されている方がいることを想定した上で、月日まで確認して特定をしたいという趣旨でしょうか。
男女共同参画担当課長	住民票等を確認する場合に、やはり生年月日も必要ですので、そういった点で正確を期したいと考えております。
委員	私の質問は11ページだったのですが、住民票等の確認は区役所側であって、11 ページの外部委託先がその確認をするということでしょうか。
男女共同参画担当課長	外部委託のほうで相談受付をします。その際に生年月日を確認して記載するということがありますので、そうした形でここに載っているものです。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	内容項目については一通り目を通させていただいて、反対事項はございません。ただ、個人情報登録票ですが、フォーマットのにはほぼ似通った形で作られている中の、2 ページと 7 ページと 10 ページの項目は同じ記録という形で記載しています。2 ページの個人情報登録票の飼犬に関しての手続の中の 2 項目真ん中にございますが、「財産等の情報」と「心身等の情報」と書いてあります。飼い犬の関係の登録をするのに飼い主である人の、このような項目は本当に必要なのかなというのが 1 点です。それから 7 ページの不妊治療と、10 ページの DV についてですが、この項目に関しては、「財産等の情報」がなぜ必要なのですかという答弁をお願いいたします。
情報政策課長	こちらにつきましては、左上に書かれていますように、統一書式で行っております。第 1 号様式ということで様々な区の業務に対応できるように包括的に項目等を設定しているところです。それから全てのものにこうした項目が並べられておりますけれども、使わない項目については空欄として取扱っております。
会長	個人情報項目の分類の都合でこうなっているということでしょうか。

情報政策課長	<p>そうです。様式としてこういう形を取っておりますけれども、財産等の情報が必要ない場合には何も記載しておりません。記載してある情報だけの収集と記録等をさせていただくということになっております。</p>
委員	<p>そうしますと 2 ページのことについては、空欄なのでこれは飼犬の関係だから何も聞かないですよ、ということで考えてよろしいのですか。</p>
情報政策課長	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>では、7 ページと 10 ページの不妊治療と DV の登録票について、まず 7 ページの財産等というのは、口座内容がなぜ必要なのか。10 ページは空白ですから、これは尋ねませんよというお話ですので、7 ページの欄に口座内容を記録する理由をお聞かせください。</p>
健康推進課長	<p>こちらの 7 ページの財産等の情報の欄で、口座内容とあるところにつきましては、この事業の目的であります不妊治療費の助成金の支払先口座の情報をお預かりするということです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。御質問はないようですので、御意見がございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>それではまず、6 ページの特定不妊治療費助成に関する業務の諮問事項について、デジタル入力を行うことで業務の効率化が図れるというものですが、この不妊治療を行って助成金をもらうという方の個人情報は大変プライバシーレベルの高いものだと思います。こうしたものが好奇の目にさらされないよう、その取扱いについては重々注意を払っていただきたいという要望を付けさせていただいて、こちらには賛成としたいと思います。</p> <p>続きまして、9 ページの男女総合相談に関する業務について、配偶者暴力相談支援センター、DV に対するこうした専門的なセンターをしっかりと設けていくということは大変重要なことだと思いますが、質疑の中で、紙媒体の管理というところでは、まだまだ漏えいに対する対策というのは私から見ても十分かなと感じております。委託先でその紙媒体がどのように扱われるかということに対して、区はしっかりと監視していくのだと言いますが、24 時間監視できるわけではありませんし、それについて明確にルールや基準がこの場で示されていないということも含めて、また委託という形でやっていくことがどんどん増えていくと個人情報の漏えいのリスクが高まるという観点からも、この諮問 38 については、私は反対という意見です。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。それでは、本件につきましては反対 1 名ですが、決定とさせていただきます。報告につきましては、了承といたします。なお、委員から御意見がありましたとおり、委託については、個人情報保護と情報漏えいについて十分配慮し、紙媒体の保管、管理が適正に行われるよう、対応していただきたいと思います。このことについては、答申には記載しませんが、会議録に掲載されますので、担当課は配慮して業務を行ってください。もう一度確認いたしますと、報告 17 号から報告 19 号まで、諮問 34 号から諮問 38 号までは、それぞれ、了承と決定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告 20 号～22 号、諮問 39 号～41 号について事務局から説明をお願い</p>

	いします。
	諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号 報告第 20 号、報告第 21 号、報告第 22 号
情報政策課長	諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号について説明する。 報告第 20 号、報告第 21 号、報告第 22 号について説明する。
会長	本席は 4 時終了と皆様に御案内しましたが、今の説明を聞きますと、大変難しい内容もあります。それから、前段で大分御熱心に御討議をいただいたために、予定していた時間を過ぎてしまって、大変申し訳ないと思います。場合によると 4 時を過ぎるといふ気がしますので、会の運営については御協力のほどお願い申し上げます。 それでは、ただいまの説明についての御質問を頂きたいと思います。
委員	よろしくお願ひします。12、13、14 ページの諮問 39、40 に関わる所です。まず、この委託先というのはいもう既に決められているのでしょうか。また、決まっている場合の判断基準を教えていただければと思います。
国保年金課長	業務分析を行うに当たり、プロポーザル方式で事業者の選定を行いました。平成 27 年 3 月にそのプロポーザルを行って選定された事業者が業務分析を行い、今後、業務委託のほうにも移っていくというような予定になっています。
委員	ありがとうございます。この窓口業務の委託というのはい、例えば 23 区内ですと、ほかでは幾つぐらいの区で行っているのでしょうか。また、その中で、更に杉並と同様に資格賦課と収納、それから滞納処分まで委託している区はあるのか、あるならどれぐらいなのかを教えてください。
国保年金課長	現在、窓口業務や電話の受付業務については、全部で 10 区が業務委託を行っています。その中でも、収納業務という形で内部事務全般について行っているのは足立区と練馬区の 2 区となっています。
委員	ありがとうございます。この納付相談の場合ですと、滞納の理由とか、生計の現状、あと分割納付の交渉など、非常に個人的なセンシティブな情報のやり取りが出てくると思うのです。このような相談に、私たちなども付き添ったりすることはあるわけですが、これが、委託の職員さんと交渉することになるのでしょうか。また、そうだとはいして実際対応できるものなのかを教えてください。
国保年金課長	分割納付の相談や保険料をなかなか納付できないということでお相談を頂いた場合、まず受付では、委託先の職員が、どのような御用件でお出でになったのかを確認しますが、その後、例えば、納付できない又は分割納付をしたいというお話しになりましたら、委託の職員ではなく、区の職員がお話を伺うようになる仕組みを作っています。
委員	ありがとうございます。滞納処分に関わる業務では、差押え決定後の通知の調書、それから書類作成などデータ入力業務があるのですが、このデータの入力には本人の同意は必要ないのかというところですか。本人同意がなく、預金の有無とか、預金口座、預金額等々、資産情報が含まれているというのはい、さすがに問題なのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。
国保年金課長	確かに滞納整理の部分については、徴収職員ということで区の職員の中で

	も特定の職員しか整理についてはできません。ということで、この人の財産調査をしますとか、この人の差押えをしますとか、そういう内容については職員が決定することになります。ただ、それに付随していろいろな調査や、差押えの準備までは、業務委託ということで補助的な業務の処理をお願いするという仕組みで、今、作っています。
会長	今の御質問の中に、電算入力をするときに本人同意を取るのかどうかという質問もあったと思いますが、その辺はどうなのですか。回答は、事務局でも、説明員でもいいです。
国保年金課長	これは国税徴収法等で徴収職員と言っていますが、その権限として本人同意がなくてもできることになっています。
委員	分かりました。この諮問 39、40 も含めてですが、入力作業というのはどれくらいのボリュームでしょうか。例えば年間でどれくらいの件数のものなのか。その窓口は何人体制で行うのかということを確認させてください。
国保年金課長	現在、職員が行っている差押えの調査は、年間約 1 万 2,000 件くらいです。入力としては、調査書を金融機関等に送って、それが戻ってきたら口座番号とか預金の残高等を入力するという形で、1 件 1 件、本人を特定しながらというのがあるので時間はそれなりということになりますが、全体の業務量としてそれほど多くはありません。
委員	窓口の体制とかまだその辺は決まっていないのでしょうか。
国保年金課	今、資格係と収納係の窓口があります。資格については、窓口が 4 箇所あります。収納についても、保険料を収納する窓口と、相談する窓口ということで、3 つほど席を設けてあります。窓口が全部埋まるということはないのですが、ただ、お客様がいらっしゃったときには対応できるような窓口の受付体制をとっています。委託したときには、もちろんサービスの向上が第一に挙げられますので、待ち時間はなるべく少なくなるような体制を組めるように、委託の従業員の数もきちんとそろえることを考えて、委託の設計については検討を進めているところです。年間の件数ということになりますと、資格についても収納についても来客の方がかなり多いので、全体総数ということと今、ちょっとすぐ件数的なことはお答えできないのです。申し訳ありません。
委員	そうすると、入力というところだけを見れば、ちょっと件数が分からないので何とも言いようがないですが、さほど大量な、膨大な量の業務になるということではないという認識でよろしいのでしょうか。
国保年金課資格係長	先ほど件数を言っていませんでしたが、窓口に来られている方の統計を取っているので、窓口に来られている件数は一応把握をしています。年間で大体 2 万人強です。日に換算すると平均 100 人の方が来客されています。
国保年金課長	今のは資格係です。
国保年金課資格係長	入力時間の御質問もありましたので、お答えします。受付から入力が終わるまで、1 件当たり 5 分程度かかります。その内、入力時間は 2、3 分です。
委員	ありがとうございます。ちょっと話が変わりますが、公務員には当然守秘義務の規定がありますが、例えば、税務署の職員ですと差押え業務のために資産調査などを行っていますが、この場合ですと、個人情報については地方

	<p>公務員などよりも重い罰則規定が設けられていることがあります。この委託の場合、この委託職員に対してそういう罰則規定は特にはない状態だとは思いますが、どうでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>個人情報保護条例の中に、委託業務に従事する方についても情報漏えいについては罰則が規定されています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。この委託事業者の職員というのは、現実的には正規職員は余り多くなくて、大半がパートや派遣であると。自分も実は、委託とか派遣先、こういったセンターとかで何年かやっていた経験もあるのでよく分かるのです。やはりフリーターとかアルバイト、派遣という形になると思うのです。他の自治体などでは、派遣職員とか週3日のパート職員などを配置している所もあるとも伺っているのですが、そうなりますと、やはり業務の継続性とか雇用の安定性、入れ替わりなども非常に激しいものなので、定着性という意味でも非常に不安定かと思えます。例えば入社するときに、当然ながらいろいろ厳しく規則が設けられ、誓約書も書かされたりとかはありますが、一応、設けられているとは言っても、恐らく公務員のものでとか、税務署職員のようなレベルの罰則規定とはまたちょっと違うのかとは思っているのです。そこに勤めて出た後、また違う所に行ったりということもよくあるわけです。そうすると、ここで入手した個人情報などを、その方が一体どこまでいつまでしっかりと秘匿するかということまで決められるようなものがあるのでしょうか。そういう保障というのはあるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>条例上の罰則なのですが、受託業務に従事している者ということで、情報漏えい等については職員と同じように2年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということで記載がありまして、そういったものが適用されています。もちろん退職後も含めて、情報漏えいについては同じように適用されるということです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。退職後もということで。</p>
情報政策課長	<p>いずれにしても、区の個人情報、区の管理個人情報を漏えいしたということであれば、同じように退職後も適用されるということです。</p>
委員	<p>資産とか収入・所得、担保物件保有状況、それから滞納処分状況、債権・債務額など個人の細部にわたる情報に対して、委託事業者の職員が例えば杉並の区民の方であった場合、近所の人で、あっ、お隣の方だなどということも出てきたりする可能性があると思うのです。その辺はどういった対策を考えられていますか。</p>
国保年金課長	<p>やはりセキュリティの問題は、いろいろな物理的な対策ということもありますが、先ほど安定的な雇用というか就労の問題もちよっと御発言があったと思いますが、いろいろな働き方の人がいらっしゃるということで、事業者と話をする中でも、配偶者の扶養の範囲ぐらいい働きたいという方もいれば、フルタイムで働きたいという方もいらっしゃいます。そういう中で、採用するときには必ず研修を行って、いろいろなセキュリティの問題、それから基本的な個人情報の問題なども研修するのですが、その中で確認テストをやって、一定の基準に到達しない場合は業務に従事させないという仕組みを作っ</p>

	<p>ているということです。それから、入社時、また退社時については守秘義務に対する誓約書を取るということで、その中には、例えば損害賠償のことも入っていることを業者に確認しています。</p>
委員	<p>いずれにしても、もちろんそういう対策は取るが、委託の職員が杉並区民であることもあり得るということですか。</p>
国保年金課長	<p>区外の方とかという制約は設けていないので、確かに区民の方で仕事に従事される方もいらっしゃると思います。</p>
委員	<p>余り長くはと思いますが、もう少々。2013年の内閣府発行の「公金の債権回収業務」の留意事項として、債権回収に関連する補助的な業務を民間委託することを確かに禁じていないのですが、この預金の有無とか、預金口座額など、個人にとって大変重要な個人情報、この補助的業務という範疇をちょっと超えてしまっているのではないかと懸念をするのですが、いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>公共サービスの提供というか業務委託については、国からいろいろな通知が出ています。平成20年に内閣府の公共サービス改革推進室から「公共サービス改革基本方針」の改定案が出ています。国保や後期高齢等の業務委託についても、中身について業務委託ができるとなっています。このたびの委託の滞納整理部分については、あくまでも補助的業務の入力業務ということになるわけですが、そういうものについてどうなのかということで国に確認をしています。厚生労働省です。役所の中でというか、スペースが限られた所で、しっかり管理をしてやる分には、それはあくまでも補助的業務だという解釈だという回答を頂いています。</p>
委員	<p>そうすると、今言ったこの預金の有無とか、預金口座額などの個人情報の入力作業自体に関しても、問題ないと厚労省が答えたということでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>はい、そういう滞納整理関連の入力業務についても、補助業務については構わないという回答を頂いています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。区の情報公開・個人情報保護制度手引には、外部委託をするか否かの判断は個人情報の保護と外部委託の必要性を比較衡量して行うこととなります。ただし、常に個人情報保護が十分に図られ、かつ外部委託の必要性について合理的な理由が認められる場合に限り、となっています。今回のこの場合、個人情報保護というものがまず十分に図られているのかという点です。場所の問題というのもあると思うのです。今、役所の中で職員がやられているのでまだ大丈夫かもしれませんが、例えば、そこが委託の職員になった場合に、特にゲートとかないですね、カードキーで入らなければいけないとか。誰が入っても分からないという状況も発生し得ると思うのです。委託の方であれば、特にとがめなかつたりスルーしてしまったりということも出てくる可能性もある。そういう意味で、個人情報保護というのが本当に十分に図られているのかということと、またその合理的な理由ですね、ここで言う。これが今回どうあるのか。その業務も、もしかしたら入力業務だけ取ればさほど多くはないというような、先ほどのお話でちょ</p>

	<p>っとそのような印象を受け、数が出ないので印象で申し訳ないのですが、その辺いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>確かに、民間のオフィスビルなどですと入口にゲートがあったりしますが、区の2階の窓口には、とてもそういう形の仕組みは作れないと思っています。ただ、業務委託をするに当たり、区の職員が必ず確認をしています。また、エリアを設けて、その中には業務委託の職員しかいないというような仕組みを作って、そういうものをしっかり点検をすることで、外部からの侵入がないよう考えたいと思っています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。これが最後の質問になりますが、ここにある合理的な理由という部分で、今回、この業務を委託できるのだと判断した根拠です。その合理的な理由、その辺をお聞かせください。</p>
国保年金課長	<p>区が今、実行計画を作ったり、行革の計画を作ったりする中で、想定する職員の定数はもうなかなか増やせない状況になっています。そういう中でも、国保年金課は保険料の収納率を向上させなければいけない。また毎年、国保の保険料を値上げする形で医療費の適正化を進めていかなければいけない。この辺は、監査や東京都からの指摘指導等もありまして力を入れていかなければいけないということもあります。それから、平成30年には国民健康保険は大きく制度が変わります。今まで、区市町村が保険者となっていましたが、今度は都道府県も共同の保険者になる形で、大分仕組みが変わって、今、もう法改正が行われて準備が進められています。そういう中で、やはりこれらの課題に的確に対応していくためには、どうしても業務委託をすることによって、そこで生み出した職員を新たな課題に投入していくようなことを考えているところでこういう業務委託をお願いしている状況です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>では、他の委員どうぞ。</p>
委員	<p>個人情報の内容でなくて申し訳ないのですが、最初に既に業務委託している事業はどのような事業があるのかということ。それと、今回どちらかというとり立てるみたいな業務を外部委託するということですが、ほかに検討された業務はどのような業務があるのでしょうか。それと、今後の可能性について聞きます。</p>
国保年金課長	<p>現在、国保年金課で委託しているのは、保険料を納め忘れての方に対して、電話による納付案内などを行う納付センター業務です。他には、レセプト点検とありますが、お医者さんから出て来た診療報酬明細書についての点検を専門業務として委託しています。</p> <p>今回はどこの部分をということよりも、職員の中から、受付業務、電話の業務が非常に業務の中でも大きなウェイトを占めているわけですが、件数等が多くなって、内部でいろいろな業務をしている中で業務が中断されたりするということもあって、こういうものを委託したいという話が出てきたわけです。実際には国保年金課の中で、また先ほどの納付センターやレセプト点検等と違い、今後やるとしたら今行っている業務の中の公権力の行使と言われる部分、要するに職員が判断しなければいけない部分、先ほど徴収業務に</p>

	<p>ついてはかなりお話いただいたわけですが、それ以外にも、要はこの人に保険証を出しますという公権力の行使という判断をしなければいけない業務以外は業務委託をしていくという方針で、今業務を分類したということです。</p>
委員	<p>先ほど少し聞き逃したのですが、業務内容を決めて今年いっぱいをかけて業務マニュアルや運営管理方法を定められると。そこまでは業務分析をされる専門業者ですね。そして、その後の実際にお仕事を受けてくださる外部委託業者は、どの段階で決められるのですか。</p>
国保年金課長	<p>今回、一番最初にプロポーザルをした時点でまず分析をして、その分析の結果によって業務委託をするかしないかを区として判断するというスキームで進めてまいりました。先ほどお話しましたように、平成 27 年 3 月に業者を決めて業務分析を行って、平成 27 年 9 月に行革本部会で業務委託をするのだという決定を行いました。それに基づいて、今年の 4 月から 12 月までに業務分析に基づいて、業務の委託の準備ということでマニュアルを作ったり、いろいろと細かいことを決めて、最終的に平成 29 年 1 月から業務委託を開始するというスケジュールになっております。</p>
委員	<p>その業者は、いつ頃選定されるのですか。</p>
国保年金課長	<p>当初、プロポーザルを行うときに委託をするのだという判断をした場合は、分析をした業者が引き続き準備して業務委託をするというスキームでプロポーザルを行いました。</p>
委員	<p>そのような前提で業務分析のプロポーザルを行ったということなのですね。分かりました。</p>
会長	<p>今の件は、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。もう 1 点、14 ページです。滞納処分に係る業務の個人情報項目で、30 番目の職業・勤務先、30 番はともかく、31 番目の役職や地位というものも必要な項目なのですか。今も既にそういう項目を取っていらっしゃるということですか。</p>
国保年金課長	<p>職業・勤務先は給料を支払っていただいたりということで確認をしますが、役職は会社の役員などが給与事務等をやっていて、私どもが給料の内容等の調査を行っても回答を頂けなかったりとかいろいろな形があり、どういう役職かということ把握しておく必要があるということです。</p>
委員	<p>はい、分かりました。結構です。</p>
委員	<p>いろいろ出ましたが、私からも諮問 39～41 の民間委託についてです。議員として議会でもこの問題についてはいろいろ指摘をしましたが、改めてここで大変大きな外部委託、民間委託になると思うので、人数的に現状どれぐらいの職員がいて、そのうち何割を外部委託にして、外部委託は何人体制で、職員はどれぐらい残るのかという規模感を教えてください。</p>
国保年金課長	<p>現在、区の国保年金課職員は、再任用、嘱託員等を含めて 127 名です。この間、議会で 128 名と回答したのですが、予算上、実は 2 人分の仕事を 3 人でワークシェアしているケースがありましたので、定数としては 127 名が正しい数字です。2 回に分けて業務委託をお願いして、今回は 1 回目の業務委託の分をお諮りしております。1 回目に残る職員は 89 名です。その差が減員に</p>

	<p>なります。逆に委託先の職員は 46 名が今回配置になり、プラス直接業務に当たらない全体統括をする事務局の職員が 5 人いるということにはなるのですが、全部で 46 プラス 5 の 51 が今回お諮りしている分の人数です。</p>
委員	<p>2 回目以降はどうですか。</p>
国保年金課長	<p>2 回目は、最終的に区の職員として残るのは 58 名と想定しております。ただ、これについては現在の業務をやった場合ということで、先ほどお話ししましたように新たに医療費の適正化、滞納整理等に注力するということで、これは別枠で増員を予定しております。この数は調整が必要なので今は明確にできませんが、そこは増員するということをお願いしております。最終的に事業者は、2 年目も合わせると 99 人が業務に従事します。</p>
委員	<p>最終的には 99 名、100 人規模。事務局は PMO で 5 名になると思うのですが、大変大きな外部委託ですが、これほど大きな委託は杉並区では、ほかの業務でもあるのですか。</p>
国保年金課長	<p>先ほどの事務局の 5 人も入れて全部で 99 人です。本庁での、本格的な業務委託は私どもが初めてということで、大規模な業務委託になっている状況です。本庁以外では、図書館の分館等で指定管理、業務委託が行われております。</p>
委員	<p>実際に窓口で先ほどもいろいろ質疑が交わされておりました。例えば、滞納、資産の状況、会社の役職等、個人情報としてはかなりレベルの高い重要なものを取り扱う部署です。それが、2 年かけて 100 名単位で民間に入れ替わるということで、情報漏えいについては過敏と言われるほどしっかりと対応を練っていかなければいけないと思うのですが、どういう情報漏えい対策を今後やっていこうとしているのか、できれば具体的に教えてください。</p>
国保年金課長	<p>今委託を予定している業者については、当然のことながら ISO27001 やプライバシーマークを取得しています。また、週 1 回、プロジェクト会議という名称で事業者とは相談の機会をずっと持っております。情報管理体制としては、先ほど事務局と言っておりましたが、総括責任者と、それを支える運営管理の事務局、それが先ほどの 5 人です。係でいえば係長に当たる業務責任者、それを補助する業務管理者という形で責任体制をしっかりと構築すること。情報の取扱いのルールとしては、出退勤の管理、書類をいろいろ使って業務をやるときの書庫等からの持ち出しルール。情報システム、情報資産については ID の管理等。業者は業務エリアの中ではメールは使わないということ。私物の持込みの中でも特に携帯電話やスマートフォン等の持込みは禁止し、私物についても透明の袋に入れてチェックするなど、いろいろな情報機器等についても管理のルールを取り決めております。</p>
委員	<p>今回の委託事業者は、共同事業体だったかと思います。名前を言っているのかどうなのか分からないのですが、株式会社 DACS、ベルシステム 24、NTT データの 3 社共同体というところで、ぱっと見て、例えば NTT データだとシステム系のことをやるのかなということで、今回、委託で実際に窓口業務を行ったりする担当の会社は、この 3 社のうちどここと決まっているのですか。</p>
国保年金課長	<p>まず、NTT データについては業務委託で人を配置するということは一切なく</p>

	<p>て、全体統括、進行管理、内部監査的なことを行うという役割分担です。残りの DACS とベルシステム 24 の 2 社が人を配置して業務を行っていくという役割分担です。</p>
委員	<p>情報漏えいを防止するという観点では、規模という見方と、雇用形態はすごく重要なところで正規、非正規もあります。もう 1 つ、私がシステムエンジニアをやっていたときは、1つのプロジェクトに対して専門分野に強い事業者が委託を受けるわけですが、そこに協力会社として何社も小さな会社が行くわけです。</p> <p>そこで、これは法令的にギリギリアウトという状況も結構まだまだ私がエンジニアをやっていたときにはありました。気づくと自分が入っている会社とは違うネームプレートを付けてそこに行かなければいけない。実はその間に 2、3社入っていたと、そういう協力会社と言われている形での、いわゆる違法派遣、偽装請負ということが以前は横行していたわけです。私が離れてからもう大分たつので今はどうだか分かりません。そういう可能性は今回あるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>事業者を確認しております。いろいろな契約形態があるにしても直接雇用すると伺っております。</p>
委員	<p>そこを具体的に確認する方法を今現在考えていらっしゃいますか。</p>
国保年金課長	<p>御本人から入社時に会社に出していただく誓約書があります。その現物というわけにはいきませんが、コピーを頂くことになっておりますので、それから提出される名簿等でチェックしたいと考えております。</p>
委員	<p>実際にこの事業を行う主体となっている区、そこから民間へ外部委託して、さらにその後気づくと内部では多重構造があったりとなった場合、主体となる区からどんどん離れれば離れるほど情報漏えいのリスクはどんどん高まってしまいますので、その辺の外部委託の確認事項は大変重要なところだと思っております。</p> <p>更にもう 1 つ、今私が言ったような偽装請負という労基法に反する形態になっていないかどうかということが、ここでも問題となってくると思います。個人情報保護、又は情報公開するという所の審議会でその話をしてもいいのかというところはありますが、この審議会で諮問を受けた以上、法令を遵守していない業務を OK ですと言うわけにはいきません。基本的には 12 ページに、公権力の行使に当たる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除き外部委託するという話になっておりますが、他区の事例で言うと結構問題になった所があったと思います。2年前ですか、足立区では戸籍業務という別の業務ではありますが、先行して 23 区の中でも先頭に立って民間委託したところ、それが偽装請負だったという話があったと思います。その辺は、どういう状況だったか御存じですか。</p>
国保年金課長	<p>足立の戸籍の関係、やはり戸籍業務自体がかなり細かいということで、マニュアル等を作っても、なかなか例外の受付等が多くなってしまいうことで、区の職員が実際に事業者の職員に直接指示というか教えるという状況がある中で、それは偽装請負だという御指摘を頂いたということです。先ほ</p>

	<p>どの幹部というか上位の者が上位の者に指示をしないと、それは委託とはならないということは承知しております。</p>
委員	<p>自治労連という所が足立区の問題について取り上げたホームページをコピーしてきました。私もいろいろ調べてみると、偽装請負と指摘された足立区と民間の富士ゼロックスの間で行うエスカレーションという、細かいところを区の職員に照会、確認するという行為を、東京法務局が戸籍上に基づき判断を伴う業務は、区職員が行わなければならない指導の下で区が実施しなければいけないことだったのですが、それができていない。実際にエスカレーションという照会行為自体が偽装請負に当たるということで、戸籍法上の話を取ろうとすると偽装請負になって、偽装請負ではないようにしようとすると戸籍法上違反になるという状況です。</p> <p>本当に今想定している、同じフロアで99人もいて隣で国保年金課の皆さんもいる中で、こういう細かいやり取りが発生しないのかということがすごく疑問です。先ほども分納の相談があったときには電話は受け付けるけれども、その後の判断は職員に代わりますという切替えは一体どのように行われるのか、そこの行いで偽装請負と指摘されるような行為にならないのかということがすごく疑問ですが、いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>そのためにという言い方が適切かどうかはあるのですが、今年の4月から12月までの期間で様々な業務マニュアルを作成し、そういうことが発生しないようなルール化をしっかりとしていくと考えております。そういう中で、確かに従業員と職員の切替えがいかに適切にできるのかということがポイントになってくると考えております。</p>
委員	<p>後から杉並区も足立区と同じ、やはり偽装請負だったということになっては困るのです。ちなみに今おっしゃられたマニュアルを作ったりという期間を設けられていて、今年の12月までがその期間に当たるのかなというところですね。実際、行革本部会の資料をネットから落としてきたのですが、移管設計と教育期間、第1回目は平成28年4月、来年度から12月までの期間で行いますと。</p> <p>教育期間となっておりますが、これは実際に委託を受けた事業を行う職員に対して区職員がレクチャーをするということになるのですよね。そこは法的にどうなのですか。委託が開始されていないので、そういうことを行っても偽装派遣、偽装請負ではないという形になるのですか。その辺の法的な位置付けもすごく分かりづらいというか疑問です。教育期間の在り方については、いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>4月から12月までの業務委託の準備期間の中で、最初は会社の幹部職員というか責任者等が区の職員の窓口の対応状況等を見て、そういうものを基にマニュアルを作っていきます。そのマニュアルが正しく機能するかどうかということは、区の職員でチェックするというところから始まり、最終的に11、12月については、1月からの業務委託に向けて、実際に従事する人たちの、最初は座学から始まるわけですが、最終的には窓口に出させていただいて区民の方と対話する中でマニュアルが適切に機能するかどうかということを確認し</p>

	ながら進めていくこととなります。ただ、その中では、直接従事者と区の職員がやり取りをするというよりも、責任者の人を介して係長と責任者という形で不具合については修正していくと考えております。
委員	ちなみに、委託開始予定時期は平成 29 年 1 月からですね。でも、今の御説明だと平成 28 年 11 月から 12 月まで座学が終わった後、実際に窓口立ってということは、委託が開始されていないときから窓口立つという説明になってしまっていると思うのですが、そこはそういう認識でよろしいのですか。
会長	繰り返しの質問になっているようですが、事務局が整理していただいても結構です。いいですか。
国保年金課長	窓口で実際に職員がやっているところをしっかりと確認するということが中心になります。細かいマニュアル等の中でもなかなか表現できないことについてはチェックし、1 月に向けて準備していくと考えております。
会長	質問の趣旨は、委託契約の前にそういう説明をしてもいいのかどうか、そういうトレーニングの場を設けてもいいのかということだと思っております、その点についてはどのように考えられるのですか。
情報政策課長	準備委託の中でも個人情報扱う可能性があるということで、今回、審議会に諮問させていただいております。ですから正式な委託は 1 月からですが、準備委託の中でも窓口立って、OJT といいますか、現場での実際の訓練、もちろん、その中で当然、偽装委託にならないように気をつけながらということですが、そういうものが含まれると考えております。
委員	準備委託の段階についても諮問をしていると、これを読んで私は受け取れなかったのですが、実際に 12 ページなのでしょうね、どの文章がそれを指しているのか教えていただけますでしょうか。
会長	今の御質問の御趣旨は伝わりましたか。
情報政策課長	報告・諮問事項説明書に、外部委託ということで、実施予定年月日を平成 28 年 4 月としております。
会長	まだたくさんお有りになるように見えますが、実は定刻の 4 時の 2、3 分前です。他の重要議題もあるので、どうしても必要な御質問をしていただいて、あとは御意見で頂戴できたらと思います。
委員	大体、今の回答で大丈夫です。
委員	14 ページです。国民健康保険滞納処分、委託に関わる個人情報の項目の中で、下線の項目は徴収職員が資産調査権の行使により収集した個人情報の項目とあります。この資産調査権とは法律ですか。もし法律であれば、それをお答えください。
国保年金課長	先ほども案内しましたように、国税徴収法を根拠にして調査を行っております。
委員	委託先民間事業者は、法に基づいて調査できる機関でしょうか。
国保年金課長	調査するという決定や、実際に差押え、具体的に銀行に行ったりするのは区の職員が行うということで、その補助業務は大丈夫だと確認しております。
委員	そうなった場合、委託の条件の中で立入調査の実施とあります。これは、

	このような非常に大きな情報を提供して立入調査を行うということは法に触れるのではないかと思いますのですが、認識をお願いいたします。
情報政策課長	立入調査そのものを委託するものではありません。その補助業務ということで委託するものです。失礼いたしました。個人情報保護の立入調査ということですが、これは非違がないかどうか、区が委託の事業者に対して立入調査を行う権限を有するように契約するという条件です。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	先ほどの説明で10区実施しているという話だったのですが、全国的にも委託はこういう傾向なのですか。どんどん増えていくような流れなのですか。
国民年金課長	窓口や電話等の業務については、ほぼ全国的にこのような状況です。ただ、徴収については23区の状況しか把握しておりません。
委員	もう1つ、国保の年金の査察業務にも関わっているのですが、国保だけの流れということでもいいわけですね。
国民年金課長	ほかの業務、例えば後期高齢者についても国民年金についても業務委託については少しずつですが進んでいる状況です。
会長	よろしいですか。御意見ございましたらどうぞ。
委員	23区では、半数以上の10を超える区が委託していないという現状、また、杉並のように滞納処分に関わる預金の有無や預金口座、預金額等まで補助業務を越えると思われる部分まで委託している区は2つと非常に少ないことなどを考えると、やはりもっと慎重な議論が必要なのではないかと思います。委託業者がほとんどパート職員を導入している現状から見ても、職員が定着しない不安定性という面もあります。 委託が増えれば漏えいリスクが高まるという基本的な懸念がある中で、やはり疑問をとおしても個人情報を守る条件が十分に検討されているかどうか疑問が残る部分です。もし、委託職員が区民であれば御近所の非常にプライベートな個人情報を見られることにもなり、より慎重な対応が必要と考えてます。以上のことから、本諮問には反対とさせていただきます。
委員	私も諮問39～41、国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務、以下2つの業務についての外部委託、民間委託について反対とさせていただきます。これほど大規模な窓口業務の委託は区でも初めてだと、実際に資産や滞納状況、職業、役職、本当に個人情報の大変重要な部分であり、お金の支払いが滞っている人を見つけるということもできてしまう個人情報を扱う業務を大規模に委託してしまうということは、昨今様々な所で情報漏えいのニュースが流れておりますが、そういうリスクの可能性を杉並区内で引き上げるものだと思っております。情報漏えいのリスクが高まるという意味合いで、本諮問には反対といたします。
会長	ほかにございますか。
委員	先ほど質問させていただきました滞納処分に関して、委託に関わる個人情報の項目です。国税徴収法に基づいての非常に様々な情報の取得は必要かと思えます。ただ、これらを委託先に渡すということに関しては、一部財産権

	<p>の侵害にも及ぶところがあるのではないかとということを感じております。ですので、その点については今一度、内容を検討いただきたいということをお願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにございますか。お二人が反対、お一人が一部注意です。したがって、本件は区長諮問どおり決定とさせていただき、報告は了承といたします。なお、意見として大規模な窓口業務の委託、非常に大きな委託業務については個人情報保護の漏えいの危険が非常に高いという御意見もあり、そういう点は正にそのとおりですので、発言の趣旨を踏まえて、個人情報の漏えいがないように執行してください。</p> <p>それから、税の委託に関しても十分配慮していただくということを議事録に載せますので、その点執行に当たっては十分配慮していただくということで、本件は区長諮問どおり承認するというのでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、そのように取扱いをさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>大分、時間が過ぎて大変申し訳ありません。あとは報告 23、24 号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 23 号 報告第 24 号</p>	
情報政策課長	報告 23 号について説明する。
情報システム担当課長	報告 24 号について説明する。
会長	<p>報告 23、24 について、これは報告ですので御質問と御意見を併せていただきたいと思えます。ないようでしたら了承ということにさせていただきます。次に一般報告についてお願いいたします。</p>
<p>一般報告</p>	
区民課長	<p>報告に先立ち、今回個人情報の漏えいについて区民の皆様に変な御心配、御迷惑をお掛けしました。この場を借りてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。</p>
会長	どうぞ、お掛けになってお話しください。
区民課長	<p>資料を御覧ください。概要を御説明いたします。マイナンバー制度の実施に伴い、区民に個人番号を通知するため昨年 11 月に通知カードを送付しました。送付時に不在等の理由で区に返戻された通知カードについては、臨時窓口を設けて来庁された区民の方に交付しております。今回、この交付の際に本人確認のためにお預かりした健康保険証を、申請者の通知カードを探している間に紛失してしまったというものです。</p> <p>健康保険証の紛失の発覚後、事務室内を複数回くまなく探しましたが、残念ながら発見することができませんでした。紛失した個人情報は、健康保険証に記載されている保険証記号・番号、氏名、住所、生年月日等です。区への対応ですが、報道機関に公表するとともに警察に遺失物届を提出しました。また、御本人には深く謝罪し、健康保険証の再発行ができるようにできるだけ対応を図ってきました。</p>

	<p>再発防止策です。再度手順等を見直し、本人確認資料をお預かりする場合には、確認作業が終わり次第直ちに返還することとして、仮に長引く場合には一旦返却するという形を取りました。また、個人情報の保管についても、改めて全庁で再確認することとしたところです。私から報告は以上です。</p>
会長	<p>御質問、御意見ございますか。よろしいですか。これは了承ということにいたします。</p> <p>それでは、諮問と報告の御審議をいただきましたので、答申をしまいにしたいと思います。答申案をお配りいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
	(答申案文配布)
会長	<p>お手元にお配りできたと思いますが、御覧いただいたとおり御審議いただいた結果をこのようにまとめさせていただきました。これでよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。それでは、情報・法務担当部長にお渡しします。</p>
	(答申文手交)
会長	<p>本日の議題は以上で終わりです。事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程は、平成 28 年 5 月 26 日(木)の午後 2 時からを予定しております。場所は本日と同じ第 4 会議室です。なお、次回開催する審議会において委員の皆さんのマイナンバーを所得税法法定調書作成のため収集させていただきたいと存じます。手続の詳細については、次回送付します開催通知に同封させていただきたいと存じますので、お手数ですがよろしくお願い申し上げます。来年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは少し時間をオーバーしましたが、以上で平成 27 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。</p>